

審査基準表

(宮崎牛販路・消費拡大緊急対策事業業務委託)

審査項目	審査内容	配点	
1 全体的事項			
業務理解度	・本業務の趣旨や目的等を十分に理解し、業務目的に沿った提案がされているか。	10	30
実施体制	・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。 ・事業を効率的に実施するための現地とのネットワークを有するか。 ・宮崎県及び本業務に関連する団体等と十分な協議が実施できる体制が確保されているか。	15	
スケジュール	・求めている成果を実現するための適切なスケジュールとなっているか。	5	
2 企画内容			
現地でのPR	・宮崎牛のPRに繋がる内容となっているか。 ・SNS等を活用した現地での効果的なPRがなされる提案となっているか。	15	55
メディア等試食会の開催	・開催日時、内容は適切であるか。 ・イベント開催後、メディアや消費者自らが宮崎牛のおいしさや魅力を発信してもらえる工夫がなされているか。 ・イベント運営が円滑に進む体制となっているか。	20	
PR写真・動画等の作成	・効果的に宮崎牛がPRできる工夫がなされているか。	15	
独自の提案	・独自性のある提案となっているか。	5	
3 類似業務実績			
類似業務の受託実績	・本用務を受託するに相応しい同程度の業務実績があるか。	10	10
4 積算			
積算の経済性	・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。 ※加算点＝配点×全参加者の最低入札額／本提案者の見積額	5	5
総 計		100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。